

副食費徴収免除に関するお知らせ

副食費の徴収免除の判定については、当課が現在把握している課税状況や世帯状況等に基づき行っております。課税状況や世帯状況等の変更に伴い徴収免除の条件に該当することとなった場合は、当課への変更手続きが必要となります。手続きに必要な書類等は下記のとおりとなります。変更が生じた際は、速やかに必要書類を御提出ください。年度内に限り、判定の変更をいたします。

副食費の徴収免除対象者について

3～5歳児クラスのお子さん(1号認定のおさんは満3歳から)は、給食費(主食費と副食費)を実費徴収することとなります。ただし、副食費については世帯の状況が下記の条件のいずれかに該当する場合は徴収が免除となります。

◆年収 360 万円未満相当世帯の子ども

1号認定…市町村民税所得割合算額 77,101 円未満

2号認定…市町村民税所得割合算額 57,700 円未満(要保護世帯(ひとり親世帯もしくは障害者の方と同居されている世帯)の場合は 77,101 円未満)

◆第3子以降の子ども ※認定区分により第3子以降の数え方が異なります。

1号認定…小学校第3学年修了前の同一世帯の子どもを数えて第3子

2号認定…小学校就学前の同一世帯かつ保育所等に通う子どもを数えて第3子

変更手続きに必要な書類(4月から8月分の副食費徴収免除判定に必要なもの)

「年収 360 万円未満相当世帯の子ども」に該当する場合

1: 令和 6 年度市区町村民税申告または令和 5 年分確定申告をしていない方

市区町村民税申告または確定申告をしたうえで、下記①～③のいずれか書類を保育幼稚園課まで提出してください。

- ① 令和 6 年度市区町村民税課税証明書
- ② 令和 6 年度市区町村民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し
- ③ 令和 6 年度市区町村民税納税通知書の写し(所得割課税額がわかるもの)

※給与所得のみで、かつ勤務先から給与支払報告書が当該自治体に提出されている方(勤務先で年末調整を行っている方)は、申告済の扱いとなります。

※令和 6 年度市区町村民税課税証明書は令和 6 年 1 月 1 日時点で居住していた自治体で交付されます。

交付方法等については各自治体へお問い合わせください。

※源泉徴収票や納税証明書では副食費免除判定のための書類として使用できませんのでご注意ください。

※申告義務のない方(海外に在住していた場合等)については、保育幼稚園課指定の申告票及び収入がわかる書類の提出が必要です(書式は保育幼稚園課の HP よりダウンロードしてください)。

※保護者が市区町村民税非課税の場合で、父母以外の保護者(祖父母)が「家計の主宰者」と判断される場合は、その方の市区町村民税額を含めて副食費免除判定を行います。

2: 生活保護受給中の方

生活保護受給者証(令和7年4月1日以降が有効となっているもの)の写しを提出してください。

※提出は年度毎に必要となります

3: 要保護世帯の方(障害者の方と同居されている世帯)

要保護世帯のお子さんについては、副食費徴収免除の判定にあたり基準額が緩和されております。下記に該当することとなった際は、所定の手続きをお願いいたします。なお、基準額の緩和が適用されるのは2号認定に限ります。

◆障害者の方と同居されている世帯: 障害者手帳等の写しを提出してください。※提出は年度毎に必要となります

「第3子以降の子ども」に該当する場合

お子さんの兄弟が幼稚園等を利用している方

お子さんの兄弟が利用している施設等に応じて、次の書類を提出してください(書式については、保育幼稚園課のHPよりダウンロードするか、保育所等より受領してください)。

利用している施設等	提出する書類	留意事項
認可幼稚園	在籍(在園)証明書	<u>証明書の発行日が、令和7年4月1日以降のものに限ります。</u>
特別支援学校幼稚部		
児童心理治療施設		
児童発達支援		
医療型発達支援		
居宅訪問型児童発達支援		
企業主導型保育事業		

※提出は年度毎に必要となります。

問い合わせ先

川口市子ども部保育幼稚園課入所係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-258-4097